

市長選候補者への公開質問状に関する回答

質問：豊橋市の子ども条例制定により「こども計画」(第3期子ども・子育てプラン)がより効果を発揮すると考えられますか？

① 豊橋市長候補 浅井由崇

条例がもたらす効果は、その目的にあると考えます。想定されている「子ども条例」が何の目的でどのような内容を盛り込むかによって、本市の「こども計画」の推進に寄与することは考えられます。

現在は「子どもの権利条約」の趣旨もふまえ「こども基本法」を含むその他関連法令に基づき「豊橋市こども計画」の策定作業を進め、子どもの権利保護も含めた子ども施策の推進に注力しております。

なお、今後の子ども施策としては、これまでの子育て施策の充実はもちろん、いじめや虐待からの保護、ヤングケアラー対策や自立支援といった「子ども」に主眼をおいた政策の更なる展開を考えております。その中で、子どもの権利に関する条例の必要性の議論を加速し、その制定に向けては、当事者である子どもの意見を反映する手法も含めしっかりと検討してまいります。

② 近藤ひさよし

要望書にある通り、豊橋市においては「こども計画」策定に向けて準備を進めており、現時点においてはその計画の策定により子どもの権利を守る方策に取り組んでいくとのことであります。

一方、子どもの権利条約に始まる、子供の権利を守る取り組みについては、豊橋だけでなく日本全体として遅れていると認識をしております。そのため国においては2023年に子ども家庭庁が創設されました。家庭庁HPのトップページには、「こどもがまんなかの社会を実現するために、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益をかんがえ、こどもと家庭の福祉健康の向上を支援し、こどもの権利を守るため」との記載があります。

同時に「こども基本法」が施行され、それに伴い、各自治体で「こども計画」を策定しているところでありますが、他都市の事例をみると、まず理念としての条例を作り、その考えに基づいて計画を作るところが多く見受けられます。これは、要望書にある通り、こども自身が権利の主体であることなど、基本的な考え方が十分に周知・教育されていないためであると考えます。

よって、子どもの権利について知ること、考えることから始めるためにも、理念・基本方針として子ども条例を定めることは、子どもだけでなく大人も含めた、子どもの権利に対する考え方の周知、啓発、教育に一定の効果が期待できるものと認識しています。

③ 長坂なおと

「より効果を発揮する」かわかりませんが、そうなることが望ましい、と考えます。

現在、豊橋市の「こども計画」は策定中であり、効果の指標となる評価指標も公開されていません。また、豊橋市の子ども条例は、それ以上に内容もどうなるかわかりません。

計画も条例も内容がわからない以上、条例が計画の発揮にどのような効果をもたらすかわかりません。また、評価指標になってよい影響をもたらすものもあれば、そうでないものもあると思われれます。ただ、一般論として言えば、子ども条例制定はこども計画により影響を及ぼすと考えますし、またそうあってほしい、と考えます。